

ふるさと交流館「芦田宿」 / 移住サポートセンター
館内利用の手引き Vol.3

令和5年8月作成

施設の概要

- 休館日 年末年始 12月29日～1月3日
- 開館時間 午前9時から午後5時まで
※イベント利用等における利用の際には午前8時30分から午後9時まで
- 施設構成 1階： オープンスペース、キッチンスペース、
史料展示スペース、移住サポートセンタースペース
2階： 立科町テレワークセンター
- 設備 什器： 4人掛けデスク×2、6人掛けテーブル×1、ソファセット、
長机、パイプいす等
イベント・セミナー用：スクリーン、プロジェクター、スピーカー、マイク等
キッチン用：調理器具一式、食器一式、キッチン家電一式等
ネット環境：Wi-Fi（無線LAN）
※設備は無料でご利用いただけます。
※設備の詳細については、お問合せください。

○施設設備写真

■外観



■正面駐車場（2台）



■西側駐車場（2台）



■地下駐車場入口（10台）



■1階オープンスペース



■1階オープンスペース



■受付 / 移住サポートセンター



■史料展示スペース



■キッチンスペース



■キッズスペース



■6人用テーブル



■4人用デスク (2つ)



■ソファセット



施設利用について

- 館内は自由にご利用いただけます。
※当館の目的に沿わない利用はできません。
(利用できる場所について)
 - ・交流館1階 オープンスペース、史料展示スペース、キッズスペース※関係者以外のキッチンスペースへの立ち入りは禁止です。
- 館内の設備、備品を利用する場合は職員の許可を得て、利用者の責任で準備を行っていただくこととします。
- プリンターの使用はできません。役場庶務係窓口で依頼してください。
(参考) A4片面コピー 白黒 25円 カラー65円
- 駐車場への無断駐車は禁止し、閉館後の無断駐車等悪質な場合は通報いたします。

迷惑行為の禁止について

規則で定められた遵守事項を守って利用してください。特に、他の利用者の迷惑になるような大声、音声、その他の行動は一切禁止とします。職員等から指摘を受け改善がない場合は、退館していただきます。

(参考) 規則で定められた遵守事項 (表現を一部わかりやすくしています)

- (1) 交流館の施設又は備品を損傷しないこと。
- (2) 交流館内において、他人の迷惑になるような行動、又は騒音を発しないこと。

- (3) 許可を受けた施設又は備品以外を使用しないこと。
- (4) 備品を交流館の外に持ち出さないこと。
- (5) 交流館内での火気を使用、喫煙はしないこと。
- (6) 交流館内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 現状の施設又は附属設備を変更しないこと、又別途設営等しないこと。
- (8) 町長の許可を受けないで物品等の販売をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、交流館の秩序維持について町長が別に定める事項。

イベントやセミナー等について

概ね5名以上の会議、研修、イベント、集会等は、原則できないものとします。

※設置条例の目的及び利用条件に合致し、他の町有施設において開催できない合理的な理由(開催人数や設備の有無等)が認められる場合を除きます。(以下利用申請の手続きをお願いします)

※令和5年8月30日現在、使用許可があるものを除きます。

(参考) 設置条例の目的

- (1) 地域情報の発信に関するもの
- (2) 地域学習によるふるさと意識の高揚に関するもの
- (3) 人々の交流の促進を図るもの
- (4) 移住・交流を推進する機運を高めるために行う活動に関するもの

(参考) 設置条例の利用条件

以下の条件にあてはまる場合、利用できます。

- (1) 立科町に住所を有する者が使用する場合
- (2) その他町長が必要と認める場合(事前にご相談ください)

○ 利用申請について

「立科町ふるさと交流館使用許可申請書」と「施設利用に係る誓約書」をイベント等開催日の2か月前の月の初日から1週間前までに提出してください。利用期間が連続した3日以上となる場合は、事前にご相談ください。

⇒立科町ふるさと交流館使用許可申請書(立科町ふるさと交流館の管理及び運営に関する規則による様式第1号)

⇒施設利用に係る誓約書

○ 守っていただくこと

【 利用前 / 準備 】

- ・当館設備及び備品を破損、汚損した場合は実費弁償していただきますので、イベント等を実施する際はあらかじめ保険等に加入するよう努めてください。
- ・駐車場はありますが、収容台数に限りがあります。イベント実施の際には、役場駐車場や近隣

公共施設駐車場の利用及び公共交通（たてしなスマイル交通）の利用を周知してください。

- ・施設の壁、柱、扉、ガラス等への貼紙、釘打ちは町が認める場合を除きできません。
- ・各種法令を必ず守って実施してください。

【 利用時 】

- ・施設利用の許可を受けた内容以外の展示及び販売は一切禁止します。また、商品の内容・価格等は明確に表示し、混乱が無いようにしてください。
- ・施設利用の際に、盗難、紛失、火災、車両事故、その他の事項が生じた場合、立科町は一切の責任を負いません。
- ・貴重品等については、利用者が責任をもって管理してください。

【 利用後 】

- ・館内の利用に伴い発生したゴミは、必ずすべてお持ち帰りください。
- ・利用後は、施設、設備等を原状に復し、職員の点検を受けてください。

書類提出先 / お問い合わせ先

ふるさと交流館「芦田宿」 / 移住サポートセンター

電話 : 0267-78-5645

F A X : 0267-78-5646

電子メール t-iju2@sas.janis.or.jp

住所：長野県北佐久郡立科町大字芦田 2602-1